

ひょうご家計応援キャンペーン プレミアム付デジタル券
「はばタン Pay+（プラス）」 第4弾（追加販売） 参加店舗 募集要項兼利用規約

1. 事業目的

長引く物価高騰に直面する県民の家計応援のため、キャンペーン登録店舗で利用できるプレミアム付デジタル券（以下、電子商品券）を発行。

名称	ひょうご家計応援キャンペーン プレミアム付デジタル券「はばタン Pay+（プラス）」 第4弾
発行元	兵庫県
発行額	111 億 8,750 万円（プレミアム分 22 億 3,750 万円を含む）
発行総数	179 万口
販売単位	1 口 6,250 円分を 5,000 円で販売（プレミアム分 1,250 円）
発行形式	電子商品券（QRコード決済システム）※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標
申込期間	令和7年06月25日（水）9:00～令和7年07月20日（日）20:00 まで
購入期間	令和7年07月31日（木）0:00～令和7年09月30日（火）23:59 まで
利用期間	令和7年07月31日（木）0:00～令和7年10月31日（金）23:59 まで
販売対象者	兵庫県在住者
購入限度	1 人あたり 2 口
販売方法	事前申込制による抽選販売
参加店舗	事前に申込み、登録された県内の店舗・事業所

2. 電子商品券について

- (1) 電子商品券は参加店舗において利用期間内に限り利用可能とします。
- (2) 電子商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能とします。
- (3) 電子商品券の第三者への売買、現金との交換は禁止とします。
- (4) 電子商品券と現金との併用は可能です。
- (5) 店舗での取消処理が可能な期間は、「8 換金について（1）」に記載の締日当日の 24 時までとします。
- (6) 電子商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行元は責を負いません。
- (7) 電子商品券の不正使用が疑われる場合は、法的措置をとる場合があります。

3. 電子商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金・振込代金・振込手数料・保険料・電気・ガス・水道・電話料金等）、金融商品、土地・家屋・家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）などの不動産に関わるもの
- (2) 切手、商品券（ビール券・おこめ券・図書券・店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、官製はがき等の換金性の高いもの
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに

要するもの

- (5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (6) 各参加店舗があらかじめ対象外と指定するもの
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む）
- (8) その他県が指定するもの

4. 参加店舗の要件

参加店舗の要件は、県内に店舗がある、小売店及び飲食店等の事業者で、次の事業者以外とすること。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者
- 入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。
- 県税等の滞納がある者
- 特定の宗教・政治団体と関わる者
- 公序良俗に反する営業を行う者
- その他県が不適当であると認める者

5. 参加店舗の遵守事項

- (1) 参加店舗であることが明確となるよう、販売ツール（ポスターやステッカー等）を 利用者がわかりやすい場所に 掲示してください。
- (2) 利用者が使用する電子商品券について、決済を行って問題ないかの確認をしてください。
なお、アプリケーションの仕様が異なるなど、偽造された電子商品券と判別できる場合は、電子商品券による支払いを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。あわせて、その旨をコールセンターに報告してください。
- (3) 決済ごとに適切に処理されたことを店舗毎に用意される店舗用管理サイトで確認してください。
- (4) 商品返品の際に現金による返金はできません。また、誤決済が発生した場合は、取消処理を行ってください。
取消処理の際に返金額が利用者のアプリケーション内の残高に反映したことを確認してください。
- (5) 使用期間中における物品の販売または役務の提供等の取引に使用された電子商品券のみ精算します。
- (6) 店舗で独自に電子商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (7) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、電子商品券使用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (8) ひょうご家計応援キャンペーン プレミアム付デジタル券「はばタン Pay+（プラス）」第4弾事務局の運営にご協力ください。

6. 誓約事項

- (1) 物品の販売または役務の提供なく電子商品券の利用を認めません。

- (2) 電子商品券を使用できない商品に対して、電子商品券での支払いを受け付けません。
- (3) 電子商品券の利用期間中（令和 7 年 07 月 31 日（木）～令和 7 年 10 月 31 日（金））は参加店舗として事業に参加し真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はしません。
- (4) 電子商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (5) 電子商品券の取扱に対して兵庫県からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- (6) 店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表（専用 HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- (7) 登録する店舗は「4.参加店舗の要件」には該当しません。
- (8) 電子商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項兼利用規約に記載されている内容に同意し遵守します。

7. 参加店舗申し込みについて

(1) 申込方法

登録を希望される店舗は「6 誓約事項」に同意の上、特設サイトより登録の申請を行ってください。

特設サイトURL

<https://habatanpay-plus4.jp/>

(2) 申込期間

令和 7 年 06 月 18 日（水）9:00～令和 7 年 08 月 31 日（日）23:59 まで

(3) 登録・承認

申込みのあった事業者については、発行元の審査を経て、参加店舗として承認します。

ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、承認を取り消すことがあります。

①申込み内容に虚偽・不備等があった場合

②発行元が承認を取り消すと判断した場合

なお、参加店舗として承認を受けた事業者に対しては、後日、店頭掲示用の参加店舗表示ステッカーなどの販促ツールを配布します。

8. 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において電子商品券により決済を行った参加店舗は登録申請時に入金先の口座を指定してください。決済データにもとづき、指定口座へ振込が月 2 回（予定）行われます。

（1）締日

毎月 15 日、月末（予定）

（2）振込予定日

締日より 15 営業日以内を振込予定日とします。振込予定日と実際の入金日は、指定の金融機関によって前後する可能性があります。

9. 参加店舗の取消等

この「募集要項兼利用規約」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消を行う場合があります。また、その違反行為により、損害が生じた際は損害賠償請求を行う場合があります。

10. その他留意事項

電子商品券の取り扱い方や換金方法などの詳細については、「参加店舗マニュアル」を参加店舗の承認を受けた事業者へ配布します。「募集要項兼利用規約」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、発行元がその都度対応を決定します。なお、参加店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、ひょうご家計応援キャンペーン プレミアム付デジタル券「はばタン Pay+（プラス）」第4弾ホームページ、その他の方法により広報します。

本事業用にデザインされた「電子商品券」の肖像使用を含む広報告知物の作成・掲出等については事前に届出が必要となります。発行元の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

附 則

この規約は、令和7年06月18日（水）より施行します。

【問い合わせ先】

ひょうご家計応援キャンペーン プレミアム付デジタル券「はばタンPay+（プラス）」第4弾事務局
専用コールセンター

（1）開設期間 令和6年10月29日(火)から令和7年11月17日（月）

（2）開設時間 9：00～17：30（土日祝日も開設）

（3）電話番号 078-371-2960